

令和6年9月4日

正会員各位

(一社) 鳥取市観光コンベンション協会

パソコン機器の導入に伴う入札について

下記のとおり入札を行いますので、お知らせします。

1 入札に付する事項

業務名 令和6年度パソコン機器賃貸借業務
業務内容 別紙仕様書のとおり

2 入札参加資格

- (1) 一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の正会員であること。
- (2) 契約を履行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (3) 不正行為等により入札への参加制限を受けていない者であること。
- (4) 本年度の会費を納入していること。

3 提出書類及び提出先

- (1) 提出書類 入札書(見積書) ※本協会指定様式
- (2) 提出先 本協会事務局(持参又は郵送)

4 提出期限

令和6年9月12日(木)午後5時必着

5 提出に係る事項

- (1) 入札書はホームページからダウンロードしたもの以外認められません。
- (2) 入札書に記入する業務名は、必ず正確に記入してください。
- (3) 書類の作成及び郵送等にかかる経費については、入札者の負担とします。
- (4) 提出書類は、長形3号程度の封筒に入れ必ず糊等で封をして提出願います。
- (5) 封筒には入札の業務名を記入して提出願います。

6 上限価格(予算額)

金 642,000円(消費税を除く)

7 結果発表

令和6年9月13日(金)

- (1) 公表については、原則開札以降速やかにホームページ上に落札業者のみを入札結果として掲載します。なお、入札参加者名及び落札金額は公表いたしません。

8 お問い合わせ

総務課(担当:鷺見) TEL:0857-26-0756

令和6年度パソコン機器賃貸借業務仕様書

1 業務名 令和6年度パソコン機器賃貸借業務

2 概要

本協会で賃貸借しているパソコン3台のリース契約が期間満了を迎える。このことにより、新たなデスクトップ型パーソナルコンピュータを賃貸借し、ソフトウェアを設定設置する。

3 契約期間

① パソコン

受託者は本協会が指定するリース会社と契約するものとする。

② 設定・設置及び保守

契約日から5年(60か月)とする。

4 納入期限

令和6年9月30日まで

5 物品等の名称及び数量

デスクトップ型パーソナルコンピュータ	3台
ソフトウェア、ライセンス等	一式

6 仕様の詳細

別紙1のとおり

7 その他

(1) 権利義務の譲渡の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ本協会の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 瑕疵担保責任

本業務の検査完了後、瑕疵が発見された場合、受託者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合における受託者の責任は、本業務の検査完了日から15か月以内に請求があった場合に限る。

(3) 特許権等の仕様

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、本協会がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、本協会は、受託者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(4) 損害賠償

受託者は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し本協会又は第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

(5) 守秘事項等

ア 本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらの蓄

積や他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(6) 個人情報の保護

受託者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

受託者は、(7)の規定により受託業務の全部または一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(7) 再委託の禁止

ア 受託者は、本協会の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 本協会は、次のいずれかに該当する場合は、本協会の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

(ア) 再委託の契約金額が本契約にかかる契約金額の50パーセントを超える場合。

(イ) 再委託する業務に、業務の中核となる部分が含まれている場合。

(8) 調査等

本協会は、必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

(9) 完了報告及び検査

受託者は、納入を完了したときは、納入完了の日の翌日から20日以内に、納入完了報告書を本協会に提出し、本協会の検査を受けるものとする。

(10) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

(11) 専属的合意管轄裁判所

本件業務に係る訴訟の提起又は調停(本協会及び受託者協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴えについては、民事訴訟法第6条に定めるとおりとする。

(12) 賃貸借機器に対する損害保険の付保

受託者は、自己の責任において、賃貸借機器に損害保険を付保するものとする。

(13) その他

この仕様書の定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、本協会と受託者とが協議して定めるものとする。

別紙1

1 利用形態及び機種選定条件

Microsoft Windows11 Proが動作する国際基準のAT互換機

2 ハードウェア

(1) デスクトップ型パーソナルコンピュータ

項目	内容
OS	Microsoft Windows 11 Pro(64bit)正規版(日本語版)
CPU	インテルCore i5-12400 プロセッサ 以上
メインメモリ	16GB 以上
ディスクドライブ	SSD 500GB 以上
外部ディスプレイ出力	DisplayPort、VGA、HDMI
有線LAN	1000BASE-T/100BASE-T/10BASE-T準拠
USBポート	USB3.2×4ポート 以上、USB2.0×2ポート 以上、 USB3.2 Gen1 Type-C×1ポート 以上
本体サイズ	高さ:275 mm×幅:100mm×奥行:308mm 程度
オフィスソフト	Microsoft Office Home & Business 2021(64bit) ※5年分のライセンスが含まれているものでもよい
備考	・リカバリメディアが添付されていること。 ・メーカー保証1年間以上であること
搬入・環境設定	下記の作業費用を含むこと ・現場搬入、設置 ・ソフトのセットアップ ・旧PCからのデータ移行 ・梱包材の廃棄 ・導入後不具合が出た場合、契約期間中は随時現地対応を行うこと。
台数	3台

その他

- ・現在使用している複合機及びプリンタとの接続設定(スキャン設定を含む。)を行う。
- ・契約期間中に不具合が発生した場合、随時現地対応を行う。
- ・機器保守として、契約期間終了日までの期間、ハードウェアに対する故障に対して土日祝日、振替休日及び12月29日から1月3日までを除く毎日9時～17時の翌営業日以内に訪問修理を行う。

① 支払

設定・設置に係る費用の支払いは初月とする。保守に係る費用は、月単位とし5年分(60か月分)を支払計画に基づいて支払うものとする。

パソコン等、設定・設置及び5年間の保守に係る費用以外は、当協会が指定するリース会社が支払う。

② 機器の搬入・調整

機器の設置場所はすべてまちパル鳥取2階とする。

受託者の責任において搬入し、オプション等を取り付けた上で、LAN接続にて稼動可能な状態に設置・調整を行うこと。契約終了後の搬出費用についても受託者の負担とする。

本協会内に機器の設定作業を行う部屋は確保出来ないため、搬入機器はその日に納入する台数のみを現場ですべき設定以外は終了した状態で搬入すること。(本協会事務所に機器の仮置きは可能)

③ ハードウェア保守

パソコン等の全ての機器(マウス含む)が常に良好なる状態で使用できるように、原則として次のとおりハードウェアの保守を行うこと。

- ・故障した場合の出張費、修理のための搬入、搬出費等は受託者の負担で行うものとする。部品代・交換手数料については、都度本協会と協議する。
- ・ハードディスクを交換した場合は、交換前に使用していたソフトウェアをインストールし、指定の設定を行うこと。
- ・故障した場合は、要請により社員または指定した保守サービス会社の従業員を速やかに派遣すること。
- ・保守の実施については、原則として受託者の営業時間に行うものとするが、やむを得ない事情により営業時間外に保守を行ってもらう場合がある。
- ・各機器やLAN上のトラブルが多発し、業務に重大な支障が出た場合には、契約を解除することがある。

④ 入札時の提出書類

提出書類は、「入札書」及び「納入機器一覧表」とする。詳細は、1枚目の概要をよく確認すること。

- ・「入札書」における金額は、すべての消費税及び地方消費税を除く費用(ハードウェア、ソフトウェア、設定・設置・調整費、インストール費、保守費等)を含めたものを記載し、この金額を入札対象金額とする。なお、内訳には、本協会が支払うべき保守に係る経費の1か月の月払料金(消費税及び地方消費税抜き)を記載しておくこと。
- ・「納入機器一覧表」は任意の様式で作成すること。「納入機器一覧表」に金額の記載は必要ない。

⑤ 暴力団排除に関する事項

受託者は、契約の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ・暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに本協会に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ・排除対策を講じたにもかかわらず、契約の履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに委託者と工程に関する協議を行うこと。

⑥ その他

機器の搬入・搬出及び保守の際に知り得た業務上の秘密は、第三者に漏洩しないこと。落札決定となったときは、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出すること。

当該契約の確定は、契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が誓約書に押印

したときとする。

落札後に仕様を満たしていない部分が発覚した場合は、仕様を満たす機器に変更し、この場合でも落札金額は一切変更できないので、注意すること。